

令和7年度 建設工事等における 入札・契約制度の改正説明会

— 建設工事総合評価落札方式 —

— 建設関連業務総合評価落札方式 —

- (2) 履行確認（履行率）の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10~12
(3) 実施方針（作文）の文字数制限・・・・・・・・・・・・・ P13~14

「価格以外の評価項目」の改正

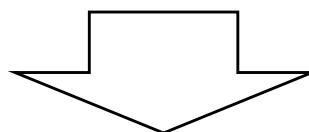
総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念を踏まえ、「価格及び品質が総合的に優れた」企業を選定するため、「価格評価点」に加え、技術力や社会性、地域性などの「価格以外の評価点」も考慮した「総合評価点」により、応札者を評価する入札・契約制度である。

これにより、工事の品質確保、向上が図られることに加え、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、技術と経営に優れた企業が育成されるなど、「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業の形成に寄与することが期待される。

現状、課題

本県では、総合評価落札方式の導入以降、建設業をとりまく環境の変化に応じて「価格以外の評価項目」を改正してきたが、「第3次・担い手3法(令和6年度改正)」を踏まえて、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化の更なる促進を図る必要があるほか、一部の評価項目は、落札者、非落札者ともに得点率が高く、応札者間での得点差が生じづらいなどの課題が生じている。



改正内容

労働基準法による時間外労働規制の建設業への適用開始(令和6年4月～)などの建設産業をとりまく環境の変化や第3次・担い手3法、建設現場のオートメーション化に向けた「i-Construction2.0」(令和6年4月策定)などの制度改正を背景とし、令和7年3月に策定した『第4期 みやぎ建設産業振興プラン(計画期間:R7～9年度)』も踏まえ、若手・女性技術者の配置やBCPの策定状況に関する評価項目の新設、ICTやCCUS活用に関する評価基準の見直しを行うほか、労働福祉に関する制度(退職金制度、労働条件の通知)の浸透状況などを踏まえ、評価項目の廃止等を行う。

建設工事総合評価落札方式における「価格以外の評価項目」の改正概要

概要

建設産業の持続的な維持・発展に向け、担い手3法の改正や評価項目の浸透状況を踏まえ、「地域力の強化」、「担い手の確保・育成」、「生産性の向上」を図る必要があることから、評価項目の新設や評価基準の見直しなどの改正を行うもの。

評価項目一覧 ※「標準型（施工計画型）の場合」

評価の視点	評価項目	評価点 現行	評価点 R8.4改訂	摘要
技術力	同種工事の実績	0.500	0.50	
	工事成績評定	1.000	1.00	
	優良建設工事施工業者表彰等	2.000	2.00	
	ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.500	0.50	
	建設キャリアアップシステムの事業者登録状況	0.500	—	廃止
	地理的条件	2.000	2.00	
	BCPの策定状況	—	0.50	新設
配置する技術者の評価	若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者の配置	—	1.00	新設
	同種工事の実績	1.000	1.00	
	工事成績評定	3.000	3.00	
	宮城県建設工事事故防止優良者表彰等または同表彰等工事の（監理）主任技術者としての実績	3.000	3.00	9.0
	継続教育(CPD)の取組状況	1.000	1.00	
	ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	1.000	1.00	
社会性	建設業退職金共済制度導入の有無	0.364	0.50	統廃合
	退職一時金・企業年金制度導入の有無	0.182	—	
	障害者雇用状況	0.727	0.50	配点変更
	労働条件の明示状況	0.727	—	廃止
	女性のチカラを活かす企業の認証取得状況	1.000	1.00	
地域性	県内企業の活用計画割合	1.000	1.00	
	宮城県または県内市町村の管理する道路の除融雪業務の実績	1.000	1.00	
	宮城県または県内市町村の施設管理業務の実績	1.000	1.00	
	宮城県のスマイルサポーターとしての実績	0.250	0.25	
	災害対策基本法に基づく指定地方公共機関等の有無	2.500	2.50	12.5
	県内での災害時における地域貢献の実績	2.500	2.50	
	災害時の配備体制及び訓練実施の有無	2.000	2.00	
	実績の有無	1.500	1.50	
	県内での企業の社会的責任等(CSR)の実績	0.750	0.75	
改 善 方	生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	2.000	3.0
	待遇改善	建設キャリアアップシステムの活用提案	1.000	3.0
施工計画等	施工の手順(工程表)	7.50	7.50	15.0
	品質管理の頻度・方法	× 2項目	× 2項目	15.0
	施工上の課題に対する技術的所見			15.0
①価格以外の評価点(満点)		49.00	49.00	
②価格評価点 (満点)		70.00	70.00	
総合評価点 (①+②)		119.00	119.00	

改正のポイント

① 地域力の強化

「地域の守り手」として、緊急時の対応が可能な企業を適切に評価するため、BCPの策定状況に関する評価項目を新設する。

「BCPの策定状況」新設

評価点	評価	評価基準
0	一	未策定
0.5	良	BCP策定済

② 担い手の確保・育成

企業における担い手の確保・育成を促進するため、若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者の配置に関する評価項目を新設する。

「若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者の配置」新設

評価点	評価	評価基準
0	なし	
1.0	優良	主任（監理）技術者として配置

CCUSの普及状況を踏まえ、事業者登録による加点を廃止するとともに、CCUSの活用促進に向け、『建設キャリアアップシステムの活用提案』の評価基準の見直しを行う。

「建設キャリアアップシステムの活用提案」評価基準の見直し

評価点	評価	評価基準（現行）	評価基準（改定）
0	一	活用なし	活用なし
0.5	良	実働日数30日以上のICカード読み取り	平均就業履歴蓄積率50%以上

※就業履歴蓄積率＝計測日においてCCUSのカードリーダーへのタッチ等により工事現場へ入場した技能者の数
／計測日において工事現場へ入場した技能者の数
平均就業履歴蓄積率は、全ての計測日における就業履歴蓄積率を平均して算定する。

③ 生産性の向上

ICTの全面的な活用を促進するため、『ICT施工・3次元等の活用提案』の評価基準の見直しを行う。

「ICT施工・3次元等の活用提案」評価基準の見直し

評価点	評価	評価基準（現行）	評価基準（改定）
0	一	活用なし	活用なし
0.5	標準	施工プロセス 1～2つ活用	施工プロセス 3つ活用
1.0	良	施工プロセス 3～4つ活用	施工プロセス 4つ活用
2.0	優良	施工プロセス 全て活用	施工プロセス 全て活用

※ICT施工プロセス：①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、
④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

④ その他

- 労働福祉に関する評価として、『建設業退職金共済制度の導入状況』と『退職一時金・企業年金制度の導入状況』をそれぞれ評価していたが、企業の実情に沿った制度を導入しやすいよう評価項目を統廃合する。
- 『労働条件の明示』について、得点率を踏まえ廃止するほか、『障害者雇用状況』について、他項目とのバランスを踏まえ配点変更する。

BCPの策定状況【新設】

「地域の守り手」は、近年、激甚化・頻発化する自然災害等に対し、発災直後から被災調査や応急対策に対応するなど、緊急時においても事業継続が求められることから、緊急時における対応体制を有する企業を適切に評価するため、BCPの策定状況に関する評価項目を新設するもの。

＜現 行＞

加点措置なし

＜宮城県建設産業BCPモデル＞
宮城県HPトップページ > 分類から探す > しごと・産業 >
土木・建築・不動産業 > 建設業 > 「宮城県建設産業BCPモデル」について
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/bcpmoderu.html>



＜地域建設産業災害対応力強化支援事業＞
宮城県HPトップページ > 分類から探す > しごと・産業 >
土木・建築・不動産業 > 建設業 > 令和7年度地域建設産業災害対応力強化支援事業
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/tiikikensetusangyousaigaitaiouryokukyouka.html>

＜改 正＞

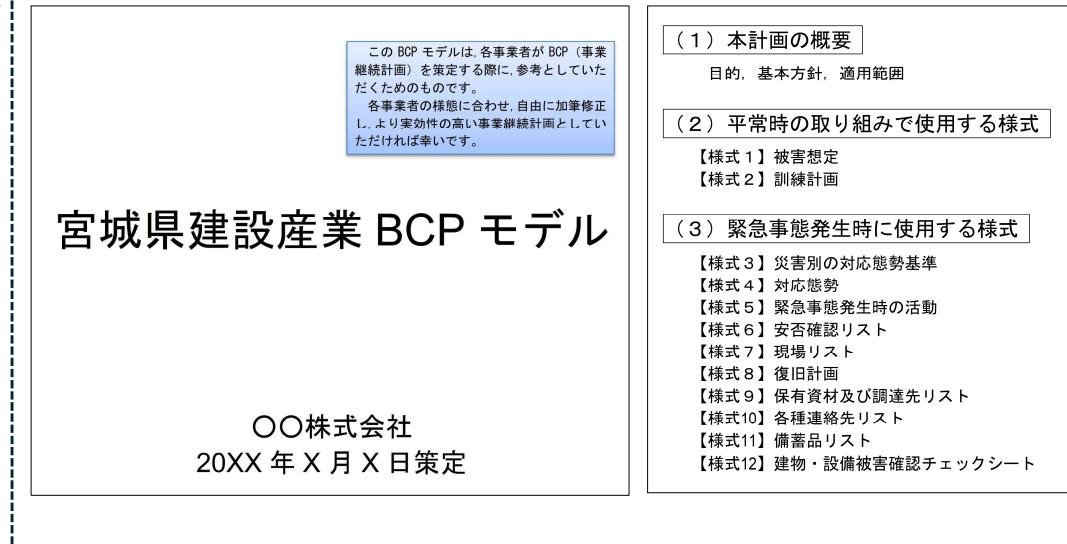
⑥BCP策定状況

配点	評価	評価基準
0	一	未策定
1	良	BCP策定済み

- BCPの章立てによらず、以下の内容が網羅されたBCPを策定済みの場合に評価する。
被害想定、訓練計画、災害別の対応態勢基準、対応態勢、緊急事態発生時の活動、保有資材及び調達先リスト、各種連絡先リスト、備蓄品リスト
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者のBCP策定状況を対象とする。
- 確認資料（落札候補者のみ提出）は、BCP一式を基本とするが、表紙や目次、必要事項が確認できるBCPの抜粋版も可能とするほか、地域建設産業災害対応力強化支援事業補助金の活用実績がある場合、同交付要綱第13条に基づく確定通知書（別記様式第7号）の写しとする。

※今後、実効性を伴う評価基準への移行を検討している。

【参考】宮城県建設産業BCPモデル



若手技術者(満45歳未満)又は女性技術者の配置【新設】

「担い手の確保・育成」に向け、県の総合評価では、若手技術者や女性技術者を主任（監理）技術者として配置のうえ、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の成績・実績で配置技術者の評価を行うこととしているが、更なる「担い手の確保・育成」の促進に向け、若手技術者、女性技術者の配置に関する評価項目を新設するもの。

<現 行>

加点措置なし

<改 正>

⑦若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者の配置

配点	評価	評 価 基 準
0	一	若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者の配置なし
2	優良	若手技術者（満45歳未満）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置

- 若手技術者（入札公告日時点で満45歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置する場合に評価する。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いざれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。

※確認資料は、社会保険の標準報酬決定通知書、監理技術者資格者証、
パスポート、運転免許証などの写しを想定しているが、これによらず
確認できる書類であれば、可能なものとする。
なお、確認資料の提出にあたっては、個人情報保護のため、氏名、
生年月日、性別、会社名以外の不要な箇所はマスキング（黒塗り）
すること。

※併せて、専任補助者制度における若手技術者の要件を拡大（満35歳未満→満45歳未満）

建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録の普及状況を踏まえ、事業者登録による加点を廃止するとともに、CCUSの活用促進に向け、活用提案の評価基準の見直し(底上げ)を行うもの。

<現 行>

⑤建設キャリアアップシステムの事業者登録状況

配点	評価	評価基準
0	一	未導入
1	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

- （一財）建設業振興基金ホームページの登録事業者検索
(https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search) に事業者登録が反映されていることを確認のうえ、申告すること。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員全ての事業者登録を対象とする。

<改 正>

廃止

①建設キャリアアップシステムの活用提案

配点	評価	評価基準
0	一	活用なし
1	良	当該工事におけるシステム活用 (実働日数30日以上のICカード読み取り)

- 当該工事でのCCUS活用提案を評価する。
- システムを活用する場合には、元請の事業者登録、技能者登録、管理者ID(現場管理者)登録、現場にカードリーダーを設置することが必要となる。
- 応札時は申告内容で評価し、工事完了後に履行状況を確認し、評価する。
- システムの活用にあたっては、実働日数で30日以上ICカードを読み取るものとする。なお、1日あたりのシステム活用人数は問わない。(例、1人→30日以上でも可)
- 実働日数が30日未満の工事においては、現場着手日から完了日(完成届提出日)までの全日数でシステムを活用する場合、評価の対象とする。

①建設キャリアアップシステムの活用提案

配点	評価	評価基準
0	一	活用なし
1	良	当該工事におけるシステム活用 (平均就業履歴蓄積率50%以上)

- 応札時は申告内容で評価し、工事完了後に履行状況を確認し、実施が確認できなかった場合は、工事成績考査にて減点措置を行う。
- CCUSの活用提案にあたっては、元請・下請の事業者登録、技能者登録、管理者ID(現場管理者)登録、現場にカードリーダーの設置が必要となるほか、受注後、カードリーダーの設定場所、設置期間、計測日を施工計画書に記載し、監督職員に提出すること。
- 計測の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとし、1ヶ月に1回の頻度で計測日を設定することを基本とする。なお、現場施工に着手した月及び現場施工が完了した月は、日数が限られることがあるため、計測日の設定は任意とする。
- 就業履歴蓄積率は、下記により算定する。

就業履歴蓄積率

=計測日においてCCUSのカードリーダーへのタッチ等により工場現場へ入場した技能者の数
／計測日において工事現場へ入場した技能者の数

※「計測日においてCCUSのカードリーダーへのタッチ等により工場現場へ入場した技能者の数」は、CCUSの発注者支援機能から出力した「平均就業履歴蓄積率の算出」帳票により、「工事現場へ入場した技能者の数」は、安全書類(工事日報、出面管理、KY・リスクアセスメント記録票等)などにより確認する。

- 算定の対象者は、施工体制台帳上(作業員名簿)の下請負人を含む技能者とする。ただし、当該工事現場での就業が2週間未満の者は、就業履歴蓄積率の算定にあたって、対象から除くことができる。
- 平均就業履歴蓄積率は、全ての計測日における就業履歴蓄積率を平均して算定する。
- 受注者は、各月の計測完了後、CCUSの発注者支援機能から出力した「平均就業履歴蓄積率の算出」帳票を根拠資料と併せて、打合せ簿にて、発注者に提出する。
- 受注者は、最終の計測完了後、平均就業履歴蓄積率を算出し、打合せ簿で発注者に提出する。

※実施イメージは次ページを参照

<就業履歴蓄積率の算定イメージ>

<従来> 一人の技能者が工事期間の一部だけ、CCUSを活用する場合も評価

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工期		←							→			
技能者A			CCUS活用(30日)	実働日数30日	…	評価対象	○					
技能者B												
技能者C												
技能者D												
技能者E												

CCUS未活用



<改定> 複数の技能者が工事期間全体を通し、CCUSを活用する場合に評価

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工期	←								→			
技能者A			CCUSを活用	CCUS未活用	CCUSを活用	CCUS未活用	CCUSを活用	CCUS未活用				
技能者B												
技能者C												
技能者D												
技能者E												

就業履歴蓄積率 =
 計測日のCCUSを利用した技能者数
 /計測日における技能者数

①全技能者に占めるCCUSの活用割合を月1回確認(=就業履歴蓄積率)

②各月の就業履歴蓄積率の平均を算定(=平均就業履歴蓄積率)

$$=(40+40+60+60+60+60+40+40)/9 = \text{約}51\% > 50\% \cdots \text{評価対象} \circ$$

※契約工期が4/1～3/31の工事で、5月下旬に現場施工に着手(準備期間は含まない)し、
 3月上旬に現場施工が完了(後片付け期間は含まない)した場合、5月、3月の計測は任意。

<平均就業履歴蓄積率の確認フロー>

①受注者は、各月の計測完了後、計測日における「CCUSを活用した技能者数」及び「工事現場へ入場した技能者の数」を打合せ簿にて、
 根拠資料(※システム出力票(「平均就業履歴蓄積率の算出」)及び入場した技能者数の分かる安全書類等を想定)と併せて、発注者に提出する。

②受注者は、最終の計測完了後、各計測日における就業履歴蓄積率の平均値を算出し、打合せ簿で発注者に提出する。

③発注者は、②で提出された最終的な平均就業履歴蓄積率を確認し、総合評価落札方式にかかる「履行率の計算・登録」に反映する。 7

<システム出力票>

平均就業履歴蓄積率.xlsm

平均就業履歴蓄積率の算出									
現場ID	現場名	工事							
元請事業者名	担当者名	発注機関名							
就業履歴蓄積期間	2025年6月19日～2026年3月31日								
計測月	2025年12月								
①調査対象年月を入力	2025年12月	⑤平均就業履歴蓄積率	87.50%	⑥平均就業履歴蓄積率判定	○				
②就業履歴数表	③工事現場へ入場した技能者の数	④就業履歴蓄積率と判定							
↓こちらにデータ1を取り込む		↓こちらにデータを入力する							
日付	曜日	就業履歴	技能者数						
2025年12月1日	月	蓄積人數	就業履歴						
2025年12月2日	火	2	蓄積率						
2025年12月3日	水	2	判定						
2025年12月4日	木	2							
2025年12月5日	金	2							
2025年12月6日	土	0							
2025年12月7日	日	0							
2025年12月8日	月	2							
2025年12月9日	火	2							
2025年12月10日	水	2							
2025年12月11日	木	2							
2025年12月12日	金	3							
2025年12月13日	土	0							
2025年12月14日	日	0							
2025年12月15日	月	2							
2025年12月16日	火	7							
2025年12月17日	水	9							
2025年12月18日	木	12							
2025年12月19日	金	12							
2025年12月20日	土	0							
2025年12月21日	日	0							
2025年12月22日	月	13							
2025年12月23日	火	12							
2025年12月24日	水	12							
2025年12月25日	木	12							
2025年12月26日	金	7	88% ○						
2025年12月27日	土	0							
2025年12月28日	日	0							
2025年12月29日	月	0							
2025年12月30日	火	0							
2025年12月31日	水	0							

施工計画書で予め指定した「計測日」において、
 「工事現場へ入場した技能者の数」を入力する。
 ※リスクアセスメントやKY記録票を参照するなど

ICT施工・3次元化等の活用提案【評価基準の見直し】

建設現場における省人化・生産性向上のアクションプランとして国が策定した「i-Construction 2.0」や「みやぎ建設産業振興プラン」の趣旨を踏まえ、ICTの全面的な活用を促進するため、評価基準の見直し（底上げ）を行うもの。

＜現 行＞

①ICT施工・3次元化等の活用提案

配点	評価	評価基準
0	一	活用なし
0.5	標準	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで1~2つ活用する場合)
1	良	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで3~4つ活用する場合)
2	優良	ICT施工・3次元化等の全面的な活用 (工事計画書の施工プロセスで全て活用する場合)

- 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目の適用の有無については、特記仕様書（施工条件明示書）により確認する。なお、適用対象外の工事の場合は、総合評価支援システムの入力はできない設定となっている。
- 各施工プロセス（①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品）での技術活用数に応じ評価する。
- ⑤3次元データの納品を活用する場合は、④3次元出来形管理等の施工管理の活用を必須とする。ただし、④3次元出来形管理等の施工管理を活用できない工種、もしくは、活用困難な工種については、②3次元設計データの作成をあわせて活用することとし、⑤3次元データの納品のみの申告は行わないこと。
- ICT施工・3次元化等の活用提案をする場合は「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」【別記様式-1】を作成し、落札候補者となつた時点で発注者に提出する。
- 「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」の（D）技術番号・技術名に記載している技術は、活用提案の有無に関わらず、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用対象外の工事の場合も同様の取扱いとする。）
- 提案した具体的な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定する。
- 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、提案した技術は設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記を参考とする。ただし、費用を計上できない工事については、特記仕様書（施工条件明示書）に明記している。

＜改 正＞

①ICT施工・3次元化等の活用提案

配点	評価	評価基準
0	一	活用なし又はICT施工・3次元化等の一部活用（工事計画書の施工プロセスで1~2つ活用する場合）
0.5	標準	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで3つ活用する場合)
1	良	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで4つ活用する場合)
2	優良	ICT施工・3次元化等の全面的な活用 (工事計画書の施工プロセスで全て活用する場合)

- 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目の適用の有無については、特記仕様書（施工条件明示書）により確認する。なお、適用対象外の工事の場合は、総合評価支援システムの入力はできない設定となっている。
- 各施工プロセス（①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品）での技術活用数に応じ評価する。
- ICT施工・3次元化等の活用提案をする場合は「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」【別記様式-1】を作成し、落札候補者となつた時点で発注者に提出する。
- 「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」の（D）技術番号・技術名に記載している技術は、活用提案の有無に関わらず、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用対象外の工事の場合も同様の取扱いとする。）
- 提案した具体的な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定する。
- 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、受発注者協議により決定した技術は設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記を参考とする。ただし、費用を計上できない工事については、特記仕様書（施工条件明示書）に明記している。

退職一時金制度等の導入有無【統合】

労働福祉に関する評価として、「建設業退職金共済制度の導入状況」と「退職一時金制度・企業年金制度の導入状況」をそれぞれ評価していたが、企業の実情に沿った退職金制度を導入しやすいよう評価項目を統廃合するもの。

<現 行>

①建設業退職金共済制度導入の有無

配点	評価	評価基準
0	一	自社未導入
1	標準	自社のみ導入済みで一次下請予定企業の中に未導入企業がいる
2	優良	自社導入済み（下請なし）か、自社及び全一次下請予定企業導入済み

【評価時】

- 本評価項目は入札公告日時点における入札参加者及び一次下請予定企業の導入状況を対象し、入札参加者の自己申告で評価する。
- 一次下請予定企業はオープンブック方式の「工事費内訳書」記載の「下請負人」とする。

【履行確認時】

- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とすることができる。
- 政令で定める軽微な建設工事について建設業の許可を受けていない者と下請契約を予定する場合または経営事項審査を受けていない者と下請契約を予定する場合は、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
- 工事完了時に一次下請企業の導入状況を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、建設業退職金共済制度を導入していない一次下請企業と下請負契約を締結することとなったことを受注者が証明した場合には、この限りではない。（「4 評価内容の担保」参照）

②退職一時金制度・企業年金制度導入の有無

配点	評価	評価基準
0	一	自社未導入
2	優良	自社導入済み

● 対象となる制度は下記のいずれかとする。

- ・退職一時金制度
「労働協約」または「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度
- ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合、入札公告における導入状況で評価することができる。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。

<改 正>

①建設業退職金共済制度や退職一時金制度等の導入の有無

配点	評価	評価基準
0	一	自社未導入
1	標準	自社のみ導入済みで一次下請予定企業の中に未導入企業がいる
2	優良	自社導入済み（下請なし）か、自社及び全一次下請予定企業導入済み

【評価時】

- 本評価項目は入札公告日時点における入札参加者及び一次下請予定企業の導入状況を対象とし、入札参加者の自己申告で評価する。
- 一次下請予定企業はオープンブック方式の「工事費内訳書」記載の「下請負人」とする。
- 対象となる制度は下記のいずれかとする。

- ・建設業退職金共済制度
- ・退職一時金制度
「労働協約」または「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度
- ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度

- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
- 工事完了時に一次下請企業の導入状況を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、各種制度を導入していない一次下請企業と下請負契約を締結せざるを得ないことを受注者が証明した場合には、この限りではない。（「4 評価内容の担保」参照）

【履行確認時】

- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合に限り、入札公告における導入状況で評価することができる。
- 各種制度の導入状況は、下記の資料により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とする。

- ・建設業退職金共済制度
「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」
- ・退職一時金制度中小企業退職金共済制度
特定退職金共済団体制度、労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程
- ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度の契約書又は協定書

	改定前	改定後
元請・下請企業の制度導入状況	元請：建退共・中退共 下請：中退共のみ加入	元請：建退共・中退共 下請：中退共のみ加入
評価点	0.364点	0.5点

総合評価落札方式における 履行確認（履行率）の導入について

履行確認（履行率）の導入

＜改定内容＞

- 入札時の「実施方針」及び「技術提案」における提案内容の履行の確保と公正な評価を行うため、**業務完了時に提案内容の履行状況を確認し、受注者の責による不履行があった場合は、業務成績評定において減点する仕組みを導入。**

＜改定後の運用＞

- 業務完了時に「実施方針」及び「技術提案」の提案内容の履行状況を確認し、不履行がある場合は入札時の評価点と同じ点数だけ評価点を減点。
- 業務完了時の履行確認結果に基づき再計算した価格以外の評価点と入札時の価格以外の評価点の割合(以下、「履行率」という)を算出し、履行率が100%を下回る(=提案内容に不履行がある)場合は、当該業務の総合評定点に対して最大10点まで減点。

＜補足＞

「実施方針」及び「技術提案」のほか、入札時に申告した配置技術者を業務途中にやむを得ない事情(傷病、退職等)により変更した場合は、業務完了時に変更後の配置技術者の実績により「技術者評価」の再評価を行い、変更前の評価を下回る項目については、変更前の評価点と同じ点数だけ評価点を減点するものとする。

▼建設関連業務成績調書考查基準(令和8年4月1日施行予定)の一部抜粋

(2) 総括調査員考查基準

総括調査員は採点表(総括調査員用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評点する。また、事故及び不適切な事項等があった場合や総合評価落札方式における評価内容に不履行があった場合は下記基準により減点する。

① 事故及び不適切な事項等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故及び不適切な事項等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として20点まで減点することができる。また、建設関連業務成績調書作成要領(以下「評定要領」という。)第6に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第7に定める評定の修正を行うものとする。

別表-1 受託者に起因する事故及び不適切な事項等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 3か月未満	指名停止 3か月以上6か月未満	指名停止が 6か月以上
考査点	-3点	-5点	-10点	-15点	-20点

口頭注意は、事故により事故報告書を出した事案で、口頭注意とした場合。

文書注意は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第11条により、書面による警告となった場合。

② 総合評価落札方式における評価内容の不履行による減点

総合評価落札方式における評価内容について、受注者の責による不履行があった場合は、履行が確保できなかつたものとして評価し、業務完了時の評価結果に基づき再計算した価格以外の評価点と入札時の価格以外の評価点の割合(以下、「履行率」という)に基づき、当該業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として10点まで減点することができる。

別表-2 総合評価落札方式における評価内容に不履行があった場合の減点基準

履行率	80%以上	70%以上	50%以上	50%未満
考査点	-3点	-5点	-8点	-10点

建設関連業務成績調書						
建設業務(概略・予備設計) 年 月 日						
委託業務名						
契約金額	当初:¥	最終:¥	年	月	日	
履行期間	当初:年 月 日	最終:年 月 日	年	月	日	
完了年月日	年	月	日	年	月	日
完了検査年月日	年	月	日	年	月	日
契約相手方住所氏名						
管理技術者氏名						
監査技術者氏名						
担当技術者氏名①						⑤
担当技術者氏名②						⑥
担当技術者氏名③						⑦
担当技術者氏名④						⑧
総括調査員所属・氏名						60.0 点
主任調査員所属・氏名						60.0 点
完了検査員所属・氏名						60.0 点
評価項目	業務評定 (注1)		技術者評定			
	管理技術者 (注1)	担当技術者 (注1)	監査技術者 (注1)	担当技術者 (注1)	監査技術者 (注1)	
プロセス評価 実施状況の評価 説明調査能力の評価 取組姿勢	実施能力の評価 実施体制及び執行計画	12.0	12.0	—	—	
	執行管理	3.0	3.0	—	—	
	品質管理	12.0	12.0	—	—	
	義務特性	6.0	6.0	—	—	
	创意工夫	2.4	2.4	—	—	
	説明調査能力の評価	3.6	3.6	—	—	
	取組姿勢	3.0	3.0	—	—	
	結果評価 成果物の品質	18.0	18.0	—	—	
	①+②(注2)	60	60	—	—	
	②事故及び不適切な事項等による減点	0	0	—	—	
総合評定点=①+②	60	60	—	—		

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

建設関連業務成績調書考查基準で定める減点基準に基づき、「事故及び不適切な事項等による減点」の箇所で減点

履行確認（履行率）の導入

＜シミュレーション（参考）＞

簡易型（実施方針型）において、業務途中に配置技術者を変更し、「手持ち業務数」が変更前の配置技術者の評価を下回り、かつ、実施方針「課題4その他」で提案した内容に不履行があった場合

評価の視点	評価項目	価格以外の評価点			履行確認対象項目
		満点	入札時（仮定）	履行確認後（仮定）	
企業評価	資格・実績等	専門技術力（過去10年間の同種業務の実績）	2.0	2.0	2.0
		専門技術力（過去5年間の業務成績評定（同業種の平均点））	2.0	1.0	1.0
		専門技術力（過去5年間の業務表彰の実績）	2.0	1.0	1.0
	業務の品質	品質管理（ISO9001認証の取得）	2.0	2.0	2.0
		情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）	2.0	2.0	2.0
	社会的責任	地域貢献（過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績）	2.0	1.0	1.0
		地域貢献（防災協定締結の有無）	2.0	2.0	2.0
		地域貢献（過去2年間の県内での災害時における地域貢献の実績）	2.0	0.0	0.0
		環境対策（ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得）	2.0	2.0	2.0
		労働福祉（障害者雇用状況）	2.0	2.0	2.0
		働き方改革（「女性のチカラを活かす企業」認証の取得状況）	2.0	0.0	0.0
		本社・本店の所在箇所・年数	2.0	2.0	2.0
	業務実施体制	再委託状況	0.0	0.0	0.0
	事故及び不誠実な行為	過去1年以内の指名停止または文書警告	0.0	0.0	0.0
技術者評価	資格・実績等	資格要件（技術者資格等）	4.0	4.0	4.0
		資格要件（技術者の継続的学習状況）	4.0	4.0	4.0
		専門技術力（過去10年間の同種業務の実績）	4.0	0.0	0.0
		専門技術力（過去5年間に担当した同種業務の成績（最高点））	4.0	2.0	2.0
		専門技術力（過去5年間に担当した業務の表彰の実績）	4.0	2.0	2.0
		情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）	4.0	2.0	2.0
	専任性	手持ち業務数	4.0	2.0	0 不履行
実施方針	課題1 業務の目的・設計条件		10.0	5.0	5.0
	課題2 業務実施手順		5.0	2.5	2.5
	課題3 業務の手法		5.0	2.5	2.5
	課題4 その他		5.0	5.0	0 不履行
	合計		77.0	48.0	41.0

履行率 = （業務完了時の履行確認結果に基づき再計算した価格以外の評価点）÷（入札時の価格以外の評価点）

$$= 41.0 \text{点} \div 48.0 \text{点}$$

$$= 85.4\%$$

⇒ 建設関連業務成績調査書考查基準で定める減点基準に基づき、3点減点

総合評価落札方式における 実施方針（作文）の文字数制限について

実施方針（作文）の文字数制限

＜改定内容＞

- 「実施方針」に係る事務負担を軽減するため、各課題の記入可能文字数を最大700字に制限。
- あわせて、基本様式に書き切れない場合に追加で記入出来ることとしている「別紙」を廃止。

＜改定後の運用＞

▼基本様式(課題1・3・4)

(様式-2)

実施方針	
業務番号	
業務名	
会社名	
課題1	業務の目的・設計条件 具体的な内容
現行:最大1,500字 ⇒ 改定後:最大700字	
課題2	業務工程表 具体的な内容 別紙工程表による
課題3	業務の手法 具体的な内容
現行:最大1,500字 ⇒ 改定後:最大700字	
課題4	その他 具体的な内容
現行:最大1,500字 ⇒ 改定後:最大700字	

評価の視点			評価	視点	点数
1	2(工程表)	3		1	記載無し
記載無し	●	記載無し		2	記載無し
優	○	優		3	記載無し
良	○	良		4	0
可	○	可		結果	失格
不適切	○	不適切			

▼工程表(課題2)

工程表(建設関連)

年	< 1年目 >											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
2	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
3	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
4	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
5	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
6	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
7	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
8	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
9	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
10	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
11	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
12	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
13	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
14	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
15	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
16	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
17	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
18	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
19	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
20	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□

▼基本様式(課題2)

工程表(建設関連)

工程表内容		
現行:最大750字 ⇒ 改定後:最大700字		

▼別紙(課題1・3)

(様式-2a)

実施方針(別紙)	
業務番号	
業務名	
会社名	
課題1	業務の目的・設計条件 具体的な内容
課題2	業務工程表 具体的な内容 別紙工程表による
課題3	業務の手法 具体的な内容
課題4	その他 具体的な内容

現行:最大2,000字 ⇒ 改定後:廃止